

入札公告

次のとおり、一般競争入札に付します。

令和5年2月1日

全国健康保険協会 千葉支部
支部長 佐藤 信行

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

令和5年度 共同処理業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による

(3) 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書及び仕様書による

(5) 入札方法

入札は、総価にて行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札判定を行うので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）において「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) プライバシーマーク、ISO/IEC27001又はJISQ27001認証について、いずれかの認証を取得している者であること。
- (4) 行政機関、独立行政法人、地方公共団体等（以下「官公庁等」という。）から個人情報を含む業務の受託実績を有し、かつ直近5年間において官公庁から同様の業務の受託実績を2年間以上有する者であること。
- (5) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受ける者にあっては、直近1年間について保険料の未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあっては、直近1年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (6) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

- (8) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (9) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (10) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (11) 当該案件の全部又は主体的部分を一括して第三者に請け負わせない者であること。
- (12) 災害等の緊急事態が発生した場合を考慮し、連絡後概ね 90 分以内に当支部まで来所可能な場所に事業拠点を設置していること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒260-8645 千葉市中央区新町3-13 日本生命千葉駅前ビル2F
全国健康保険協会千葉支部 企画総務グループ 担当：増田、廣中
電話 043-382-8315 FAX 043-382-8321

(2) 入札説明書に対する質問の受付及び回答

質問は、下記によりFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

- ①受付先 3 (1) ②と同じ
- ②受付期間 令和5年2月14日まで
- ③回答 令和5年2月15日までに電話またはFAXにて行う。

(3) 入札書の受領期限等

- ①直接提出の場合 令和5年2月17日 開札前まで
- ②郵送提出の場合 令和5年2月16日 12時00分（必着）

(4) 入札、開札の日時及び場所

令和5年2月17日 10時30分
全国健康保険協会千葉支部 4F 会議室

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

全額免除とする。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格に関する証明書等を令和5年2月16日12時00分までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、入札担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札条件に違反した入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行できると全国健康保険協会千葉支部長が判断した資料を添付し

て入札書を提出した入札者であって、全国健康保険協会会計規程第32条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 手続きにおける交渉の有無 無
- (8) 詳細は入札説明書及び仕様書による。

《参考》 全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第30条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

（1）契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

（2）破産者で復権を得ない者

（3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

（1）契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

（2）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

（3）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

（4）監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

（5）正当な理由がなく契約を履行しなかった者

（6）契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者

（7）前各号のいずれかに該当する事実があつたことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。